



ペットの終活・私の終活 相談室



使い勝手がよくなった自筆証書遺言を活用して、 ペットのための遺言書づくりを！

遺言書は、その多くが公正証書遺言か自筆証書遺言の方式で作成されます。そのうち自筆証書遺言について、昨年1月に改正され、本年7月10日から施行されている新しい法律についてお話しします。

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言は、全文を自分の手で書かなければ無効になってしまうのですが、そうすると、相続財産の中身についても全部自分の手で書かなければなりません。これはとても大変です。特に不動産や預貯金については、書かなければならない項目がたくさんありますので、遺言を作成することが億劫になるほ

どです。書き間違えた時の訂正もとても面倒です。

この点に関して、改正法では一部例外が認められることになりました。つまり、相続財産の目録を遺言に添付すれば、その目録に書かれた財産については自筆で書かなくてもよくなったのです。自筆でない相続財産目録を遺言に添付する場合は、目録の全てのページ(両面印刷の場合は両面共)に「署名」と「押印」をしなければなりません、それでもよいぶん楽になりました。

遺言書に添付する相続財産目録は、パソコンで財産の内容を入力してそれをプリントアウトしたような目録に限られません。財産が特定できる資料であれば良いので、不動産の登記事項証明書のコピーや預貯金通帳(金融機関名、支店名、種

別、口座番号、名義人、残高がわかるページ)のコピー等を添付することもできます。

財産が多い方は、この新しい方法を使えばとても楽に自筆証書遺言を作成できるようになりました。

遺言書保管制度の新設

これまで、自筆証書遺言を公的な機関が保管する制度はありませんでした。そのため、作成した遺言が死後発見されなかったり、他の人に勝手に書き替えられたりする恐れがありました。

改正法では、自筆証書遺言を法務局が保管してくれる制度が新設されました。遺言者本人が法務局に自筆証書遺言の保管を申請すると、法務局の中の「遺言書保管所」という部署で保管されます。

初めてこの保管制度を利用する場合は、①遺言者住所地、②遺言者本籍地、または③遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に申請しましょう。

法務局で保管してもらうことにより、検認の手続き(家庭裁判所において、全相続人立ち会いの下、遺言書の存在と内容を確認する手続き)が不要になり、また遺言書作成後の改ざん・紛失の危険がなくなります。

自筆証書遺言制度を利用しやすくなりましたので、この機会に積極的に遺言を作成しておきましょう。(文責:檜山洋子さん)

弁護士・檜山洋子さんへの質問①

Q

天涯孤独の一人暮らしです。唯一、飼っている犬のことが心配です。もしものことがあったら、犬友に後を託したいと考えています。自筆証書遺言を書こうと思うのですが、注意しておかなくてはならないことは何ですか？

A 大切なペットは家族の一員ですよね。しかし、民法上、ペットは「動産」であり相続財産の一つですから、遺言がなければ法定相続人が相続分に応じて相続することになります。したがって、犬友に託したい場合は、その旨を遺言書に書いておく必要があります。

その際、飼っている犬の財産的価値が大きい場合や、犬の世話に必要な現金や預貯金を併せて犬友に遺贈する場合には、相続人の遺留分(法定相続分の半額)を侵害することもあります。そうすると、相続人から犬友に対して遺留分侵害額が請求され、犬友が紛争に巻き込まれる可能性があります。そのようなことにならないよう、遺言を作成する際には、遺留分の侵害がない方法をとっておくことが大切です。

また、そもそも、犬友がきちんと犬の世話をしてくれるよう事前に了解を得ておくことや、飼っている犬の健康状態、性格、特徴、生活状況、通院状況など、飼養に役立つ内容を、ペットのためのエンディングノートにしっかりと記載しておき、犬友が安心して飼養できるようにしましょう。

弁護士・檜山洋子さんへの質問②

Q

自筆証書遺言を書き始めたけれど、書き損じばかり、自分の想いをしっかり書き込めない。やっぱり、公正証書遺言にすべきなのではないでしょうか。公正証書遺言と自筆証書遺言のメリットとデメリットを教えてください。

A 公正証書遺言であれば、公証人に希望内容を伝えると公証人が遺言書を作成してくれます。ですから、書き損じによって何度も書き直しをする心配はありませんし、形式面で無効になってしまうこともありません。作成された公正証書遺言は、原本が公証役場でされますので、偽造や紛失のおそれもありません。

ただし、公正証書遺言を作成するには、公証人に支払う費用がかかりますし、証人を2人連れていく必要があります。また、公証人は、どのような内容で遺言をすれば遺言者にとって最も良い遺言となるかというような相談にまでは乗ってくれないので、分配方法などに心配がある時は、弁護士や司法書士等の法律専門家に事前に相談しておくことが大切です。

自筆証書遺言は、特別な費用はかかりませんが、証人も必要ありません。しかし、法律で要求されている形式が整っていない時には無効になってしまう恐れがありますし、第三者によって偽造されたり紛失してしまう危険性もあります。ただし、近時の法改正によって、法務局で保管してもらえる制度ができましたので、偽造や紛失の危険性はかなり低くなりました。また、相続財産目録を自筆で書かなくてもよくなりましたので、作成が容易になりました。

しかし、自筆証書遺言の場合、遺言作成時に遺言者が認知症だったということで、遺言無効の争いが勃発することがあります。その点、公正証書遺言であれば、公証人が遺言者に遺言能力があるかどうかを確認した上で公正証書遺言を作成してくれますので、遺言者の遺言能力が争われる可能性が低くなります。将来の相続人間の争いを避けるためには、公正証書遺言を作成しておくことをお勧めします。

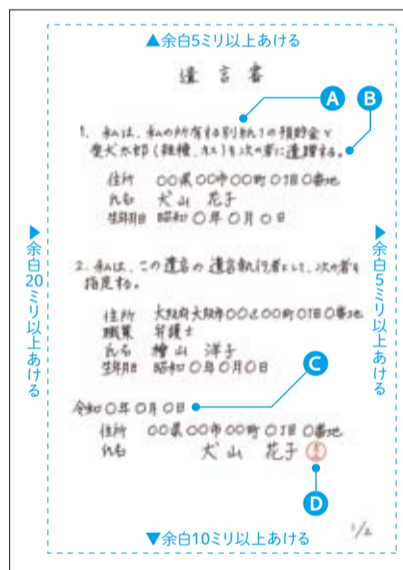


弁護士 檜山 洋子さん

(ひやま・ようこ) 広島市出身の弁護士・米国ニューヨーク州弁護士。ヒヤマ・クボタ法律事務所代表。大阪弁護士会 公害対策・環境保全委員会、子どもの権利委員会、一級愛玩動物飼養管理士。

自筆証書遺言の様式の注意事項

- 用紙はA4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使います。
- 財産目録以外は全て自筆する必要があります。
- 長期間保存しますので、ボールペン等容易に消えない筆記用具を使ってください。
- ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。
- 裏面には何も記載しないでください。



A 財産の特定のために、財産目録を添付した方が確実です。

B 推定相続人以外の者に対して財産を遺贈する場合は、遺言書の保管申請書の「受遺者等・遺言執行者等欄」に受遺者としてその氏名等を記載します。

C 遺言書を作成した年月日を記載してください。「〇年〇月〇日」などの記載では保管することはできません。

D 署名+押印が必要です。押印は認印でも差支えありませんが、スタンプ印は避けてください。

E 通帳のコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号がわかるページをコピーしてください。

F 財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のあるすべてのページに署名+捺印が必要です。

G 遺言書本文・財産目録には各ページに通し番号で、ページ数を自書してください。



司法書士・木村貴裕さんへの質問②

Q

自筆証書遺言の場合、遺言執行者をどなたかに依頼しなくてはいけませんか？

遺言執行者には、特別の資格が必要ですか？

仲良しの友人ではダメですか？

A 遺言執行(遺言の内容を実現)するのは、遺言執行者が指定されていなければ法定相続人になります。法定相続人に協力的ではない人がいると手続き等が進まないおそれがあります。遺言執行者を指定しておくほうが良いでしょう。遺言執行者に特別な資格は必要ありませんのでご友人でも構いませんが、事前に遺言執行者としての義務を十分理解して引き受けてもらえるかご確認の上で指定する必要があると思います。

司法書士・木村貴裕さんへの質問③

Q

遺贈を受ける方(受遺者)を遺言書に記載しておけば、遺言執行者は必要ないのではないですか？

もしもの時、受遺者本人が手続きをとってくれるのではありませんか？

A 相続人の協力が必要で受遺者本人だけではできない手続きも多く、遺言執行者を指定しておく必要があります。

司法書士・木村貴裕さんへの質問④

Q

自筆証書遺言を法務局に預けたら、保管費用的なものが発生しますか？

修正したくなったら、幾度でも書き直して預けることはできますか？

A 自筆証書遺言の保管制度では、保管申請時に費用がかかります。また、保管されている遺言内容を後日閲覧するなどには費用が発生します。それ以外にご自身に費用負担は発生しません。ただしご自身のご住所に変更があった場合など、変更届(無料)が必要な場合があり、預けたらそれっきり何もなくても良いというわけではないので注意が必要です。先の遺言を修正したい場合、再度費用がかかりますが新たな遺言の保管申請をすることもできます。

この制度の最大の注意点は、法定相続人の協力が得られない遺言内容には不向きだという点があります。この制度においては「遺言書情報証明書」というもの、簡単にいうと遺言書の写しに法務局が証明文をつけたものを実際の遺言執行に利用します。

遺言者の死後、法務局にこの遺言書情報証明書の交付請求をする必要がありますが、この交付には遺言者等の戸籍が必要になります。配偶者、直系尊属(父母等)、直系卑属(子・孫)以外の者が戸籍を取得するには請求できる権限を確認できる資料が必要になります。

先のご質問で例えばご友人が遺言執行者に指定されていた場合、実際に遺言執行をしようと思うと遺言書情報証明書を取得しなければなりません。そのためには遺言者等の戸籍を入手する必要がありますが、ご友人が遺言執行者に指定されていることが確認できる資料は現状遺言書情報証明書ということになり、結果戸籍を取得できません。

法定相続人に協力的な人がいなければ遺言執行に必要な遺言書情報証明書の取得が難しく、そのような遺言を作成する場合は公正証書遺言を選択されることをお勧めします。

司法書士・木村貴裕さんへの質問①

Q

5年前に公正証書遺言で猫を託せるようにした。ところが、その猫が亡くなってしまった。もうすぐ、新しい仔を飼う予定だが、また公正証書遺言を書かなくてはならないのか？ 自筆証書遺言でもよいのか？

A 以前公正証書遺言で作成されたならできれば同じ公正証書遺言を作成することをお勧めします。軽微な内容の変更であれば自筆証書遺言でも良いかもしれませんが、ただし内容の一部を修正する場合には、以前の遺言と整合性がとれていることが必要になりますので、専門家にご相談の上作成されることを強くお勧めします。また、遺言執行者を指定されている場合は、その方に新たに遺言を作成したことを伝えることを忘れないようにしてください。



司法書士 木村 貴裕さん

(きむら・たかひろ) 大阪生まれの司法書士。谷崎・木村合同事務所、所長。大阪司法書士会 登記委員会・オンライン申請推進対策特別委員会所属。後継者の軍師*1級認定コンサルタント。全国手話検定3級(現在、手話によるコミュニケーション力向上に励む)